

電力需給約款（高圧） 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
電力需給約款（高圧） 2026年11月1日実施 Japan 電力株式会社 第1条 適用 から 第2条 電力需給約款および料金の変更 まで（略） 第3条 用語の定義 以下の言葉は、本約款においてそれぞれ以下の意味で使用します。 （1）～（20）（略） （21）最大需要電力 お客さまの使用された需要電力の最大値であり、当該一般送配電事業者によって設置された 30 分最大需要電力計により計測された値をいいます。これによりがたい場合、30 分毎に計測される電力量の最大値の 2 倍を用いるものとします。<u>（この方法により最大需要電力を算出する場合には、キロワット時で表される使用電力量の値を、キロワットで表される値とみなすものとします。）</u>。 （22）～（24）（略） 第4条 供給形態 から 第6条 計量に関する取扱い まで（略） 第7条 常時供給電力 （1）（略） （2）料金	電力需給約款（高圧） 2024年4月1日実施 Japan 電力株式会社 第1条 適用 から 第2条 電力需給約款および料金の変更 まで（略） 第3条 用語の定義 以下の言葉は、本約款においてそれぞれ以下の意味で使用します。 （1）～（20）（略） （21）最大需要電力 お客さまの使用された需要電力の最大値であり、当該一般送配電事業者によって設置された 30 分最大需要電力計により計測された値をいいます。これによりがたい場合、30 分毎に計測される電力量の最大値の 2 倍を用いるものとします。 （22）～（24）（略） 第4条 供給形態 から 第6条 計量に関する取扱い まで（略） 第7条 常時供給電力 （1）（略） （2）料金	今回の約款変更に伴う改定日の変更 補足追加

電力需給約款（高圧） 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
常時供給電力の 1 月の料金は、以下の方式で算定した基本料金、電力量料金および容量拠出金反映額を合計したものとします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は電力需給契約に定めるものとします。 イ) （略） ロ) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量と、その時間帯ごとに定めた電力量料金単価および<u>電源調達調整費（附則第 2 条）</u>から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金 = 使用電力量×電力量料金単価 + <u>電源調達調整費</u> ハ) 容量拠出金反映額 容量拠出金反映額は、附則第 <u>5</u> 条の定めにより算定される金額とします。 第 8 条 予備電力（略） 第 9 条 自家発補給電力 (1) ～ (2) （略） (3) 料金 自家発補給電力の 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金およびアンシラリーサービス料金を合計したものとします。なお、基本料金単価、不使用月係数、電力量料金単価およびアンシラリーサービス料金単価は電力需給契約に定めるものとします。 イ) （略）	常時供給電力の 1 月の料金は、以下の方式で算定した基本料金、電力量料金および容量拠出金反映額を合計したものとします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は電力需給契約に定めるものとします。 イ) （略） ロ) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量と、その時間帯ごとに定めた電力量料金単価および<u>燃料費等調整額</u>から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金 = 使用電力量×電力量料金単価 + <u>燃料費等調整額</u> ハ) 容量拠出金反映額 容量拠出金反映額は、附則第 <u>3</u> 条の定めにより算定される金額とします。 第 8 条 予備電力（略） 第 9 条 自家発補給電力 (1) ～ (2) （略） (3) 料金 自家発補給電力の 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金およびアンシラリーサービス料金を合計したものとします。なお、基本料金単価、不使用月係数、電力量料金単価およびアンシラリーサービス料金単価は電力需給契約に定めるものとします。 イ) （略）	燃料費等調整額 から 電源調達調整費 に変更 条項数 変更

電力需給約款（高圧） 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
ロ) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と、その条件ごとに定めた電力量料金単価および<u>電源調達調整費</u>から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金 = 使用電力量×電力量料金単価 + <u>電源調達調整費</u> ハ) （略） (4) ～ (8) （略） 第 10 条 契約超過金 から 第 11 条 部分供給形態における電力未使用月の扱い まで（略） 第 12 条 電気料金の算定および支払条件 (1) ～ (2) （略） (3) 日割計算 当社は、上記(2)イ)、ロ)に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。 イ) （略） ロ) 電力量料金（<u>電源調達調整費を含みます。</u>）および供給管理費は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。 ハ) 容量拋出金反映額および<u>再生可能エネルギー発電促進賦課金</u>は、日割計算をいたしません。 (4) ～ (9) （略） 第 13 条 保証金 から	ロ) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と、その条件ごとに定めた電力量料金単価および<u>燃料費等調整額</u>から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金 = 使用電力量×電力量料金単価 + <u>燃料費等調整額</u> ハ) （略） (4) ～ (8) （略） 第 10 条 契約超過金 から 第 11 条 部分供給形態における電力未使用月の扱い まで（略） 第 12 条 電気料金の算定および支払条件 (1) ～ (2) （略） (3) 日割計算 当社は、上記(2)イ)、ロ)に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。 イ) （略） ロ) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。 ハ) 容量拋出金反映額は、日割計算をいたしません。 (4) ～ (9) （略） 第 13 条 保証金 から	燃料費等調整額 から 電源調達調整費 に変更 用語の明確化 供給管理費の追記 再生可能エネルギー発電促進賦課金 追記

電力需給約款（高圧） 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
第 29 条 託送清算 まで（略） 附則 第 1 条 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（略） 第 2 条 電源調達調整費 <u>（1）電源調達調整費は、燃料費等調整額およびグリーン促進費の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用いたします。</u> <u>（2）電源調達調整費を構成する燃料費等調整額およびグリーン促進費については、それぞれ次の「第 3 条 燃料費等調整額」、および「第 4 条 グリーン促進費」の定めのとおりといたします。</u> 第 3 条 燃料費等調整額 （略） 第 4 条 グリーン促進費 <u>（1）グリーン促進費の請求</u> <u>当社は、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「高度化法」といいます。）に基づき、電気事業者が講ずべき措置として目標値が定められている非化石電源比率の向上について、目標の達成に必要な非化石証書の調達等に係る費用に相当する額として当社が定める金額を、2027 年 7 月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、グリーン促進費としてお客さまにご請求いたします。</u>	第 29 条 託送清算 まで（略） 附則 第 1 条 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（略） （新設） 第 2 条 燃料費等調整額 （略） （新設）	電源調達調整費 新設 条項数 変更 グリーン促進費 新設

電力需給約款（高圧） 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>（2）グリーン促進費の算定</u> <u>グリーン促進費は、以下の算式により算定される金額とします。なお、グリーン促進費およびグリーン促進費単価の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。</u> <u>グリーン促進費</u> <u>= グリーン促進費単価（下記により算出される単価）×使用電力量（kWh）</u> <u>グリーン促進費単価</u> <u>=（非 F I T 非化石証書の指定金額※1 + 非化石市場の売買手数料※2）×中間目標比率</u> <u>※3÷（1－損失率※4）×（1＋消費税率）</u> <u>※1「非 F I T 非化石証書の指定金額」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 11 条に基づき設けられる価格制限のうち「非 F I T 再エネ指定非化石証書」または「非 F I T 再エネ指定なし非化石証書」の最高価格のいずれか高い方の価格をいいます。この最高価格が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の最高価格とします。</u> <u>※2「非化石市場の売買手数料」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 20 条に規定される売買手数料をいいます。この売買手数料が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の売買手数料とします。</u> <u>※3「中間目標比率」とは、高度化法により当社が課される非化石電源比率をいい、原則として、毎年 6 月に、その年の 4 月から翌年 3 月までの期間において適用される目標比率が通知されます。中間目標比率が通知され</u>		

電力需給約款（高圧） 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>た場合には、通知された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の料金の算定期間より、変更後の比率とします。</u> ※4「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。 <u>(3) グリーン促進費単価の改定</u> <u>当社は、毎月 1 日時点において、グリーン促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N + 1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のグリーン促進費単価により算定するグリーン促進費の適用を開始するものといたします。</u> 第 5 条 容量拠出金反映額 から 第 6 条 契約期間の更新時の対応 まで（略） 第 7 条 本約款の適用 本約款は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。	第 3 条 容量拠出金反映額 から 第 4 条 契約期間の更新時の対応 まで（略） 第 5 条 本約款の適用 本約款は、2024 年 4 月 1 日から実施いたします。	条項数 変更 条項数 変更 適用日 変更